

島 組 甲 第 4 8 0 号

平成31年4月18日

保存期間	5	年
------	---	---

各 所 属 長 殿

島 根 県 警 察 本 部 長

島根県警察拳銃110番報奨制度の実施について（通達）

拳銃110番報奨制度については、「けん銃110番報奨制度の実施について」（平成20年4月23日付け島組甲第290号本部長例規通達）に基づき、効果的運用がなされていたところであるが、この度、警察庁から「拳銃110番報奨制度の継続実施について（通達）」（平成31年3月14日付け警察庁丙組薬銃発第9号）が発出されたことに伴い、新たに「島根県警察拳銃110番報奨制度実施要綱」を制定し、平成31年4月18日から実施することとしたので、適正かつ効果的に活用されたい。

島根県警察拳銃110番報奨制度実施要綱

第1 目的

この要綱は、全国共通フリーダイヤル番号により都道府県警察が拳銃その他の銃器等に関する情報（以下「拳銃情報」という。）を受け付け、事件の検挙に欠かさない有力な情報を提供した通報者に対し、個別の事案に応じて報奨金を支払う「拳銃110番報奨制度」の実施について必要な事項を定めることを目的とする。

第2 通報の受付等

1 通報の受付

本制度による通報の受付は、全国共通フリーダイヤル番号（0120-10-3774。以下「拳銃110番」という。）による。

2 通報受付体制

通報は、執務時間内は組織犯罪対策課、執務時間外は刑事当直において、24時間受け付けるものとする。

3 警察庁への報告

(1) 組織犯罪対策課は、拳銃その他の銃器等の押収及び被疑者の検挙（以下「事件検挙」という。）に欠かさない情報を内容とする通報（以下「対象通報」という。）を受け付けたときはその都度速やかに、その他の通報を受け付けたときは月ごとに、警察庁刑事局組織犯罪対策部薬物銃器対策課（以下「警察庁薬物銃器対策課」という。）に報告するものとする。

(2) 組織犯罪対策課長は、対象通報により事件検挙に至ったときは、検挙状況、当該事件の内容、対象通報と事件検挙との関係、報奨金支払見込みの有無、報奨金支払予定金額、支払方法等を警察庁薬物銃器対策課に報告するものとする。

第3 報奨金

1 報奨金の支払

(1) 報奨金の支払の決定は、原則として対象通報を受け付けた組織犯罪対策課長が行うものとする。

(2) 報奨金については、対象通報により拳銃その他の銃器等が押収され、かつ、被疑者の検挙に至った事案を対象とするものとし、その金額は、対象通報により拳銃その他の銃器が1丁押収された場合において10万円とすることを目安としつつ、当該通報の内容、検挙された事件の内容、対象通報と事件検挙との関係、警察における同種情報の把握状況、対象通報をした者（以下「対象通報者」という。）の捜査手続への協力の程度等を個別に勘案して算定するものとする。

2 支払除外事由

次に掲げる場合には、報奨金は支払わないものとする。

(1) 対象通報者が、対象通報により検挙された事件の共犯者と認められる場合

- (2) 対象通報者が、その情報を入手する過程において犯罪行為その他公共の安全と秩序を害する行為を行ったと認められる場合その他報奨金を支払うことが不
適当と認められる場合
- (3) 通報を受けた時点で、当該拳銃情報が、当県警察において、既に把握してい
る内容であった場合。ただし、当該拳銃情報が、被疑事実の立証等の観点から
必要と認められる場合は、この限りではない。
- (4) 匿名とすることを希望した対象通報者から、通報後6か月以内に、別に指示
されたところにより警察に対して連絡がない場合